牛久保東町内会慶弔・見舞金支給内規

制　　定　昭和 60 年 4 月 20 日
最近改正　令和 3 年 4 月 19 日

第１条　牛久保東町内会規約（以下「規約」という。）第 28 条に基づき、慶弔・見舞金の支給について定める。

第２条　支給範囲は、慶弔金・見舞金とし、申し出により支給する。

第３条　弔慰金の額は、次の通りとする。

(1)　会員　　５，０００円

(2)　配偶者　　５，０００円

第４条　見舞いは、火災、水害とする。

第５条　火災見舞い

(1)　半焼　　１０，０００円

(2)　全焼　　２０，０００円

第６条　水害及び町内会行事における事故の見舞金については、役員会議においてその都度協議決定する。ただし、緊急を要するときは町内会長、町内副会長、会計、総務部長の４役で協議決定することができる。

第７条　本内規は、規約第２０条、第２１条により改正することができる。

第８条　本内規は、昭和６０年４月２０日から実施する。

附則

本内規は、令和３年４月１９日から実施する。